

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和49年3月にA社に入社し、現在まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務しているが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間は、A社から同社の関連会社に転勤した時期であったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述などから判断すると、申立人が申立期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和50年12月1日にA社からA社の関連会社B社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年12月1日と届け出た

にもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から15年3月まで

私は、子供が出生した際に、夫婦で国民年金について話し、A市役所で国民年金の加入手続を行った記憶がある。

国民年金保険料の納付については、明確に記憶していないが、加入手続を行ったのであれば保険料も納付しているはずなので、申立期間について未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、子供が出生した平成13年*月にA市役所において国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、A市が保管する電算記録によると、申立人は、22年9月30日付けで国民年金に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間の始期である12年8月以降の期間については、16年2月24日付けで「未加入期間国年適用勧奨」の記録が確認できることから、それ以前に申立人が国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

また、申立期間は、既に基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であるとともに、保険料収納業務が国に一元化された14年4月前後の期間であり、納付書の作成、被保険者資格の管理等については、事務処理の機械化が進展していることなどから、記録の誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に係る記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 26 日から 15 年 9 月 1 日まで

私は、A社で勤務していた期間において、毎月 20 万円の定額の給与が支給されていた。

しかし、年金事務所の記録では、A社で厚生年金保険に加入したときの標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額より低額であるので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間（平成 15 年 7 月分を除く。）に係る領収証において、申立人の報酬額と推認される「20 万円」の記載が確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に係る記載は確認できない。

また、A社の元代表者は、事業所は既に廃業し、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保有していない旨回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

さらに、同僚一人が所持している申立てに係る事業所の給与明細書において、当該同僚の給与支給額はオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合っていることが確認できる。

加えて、オンライン記録から、申立てに係る事業所において、平成 9 年度以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 8 人のうち、申立人及び前述の同僚を含む 7 人の資格取得時の標準報酬月額は当時の下限額となっており、このうち次回の定時決定（算定）時まで被保険者資格が継続し

ている者4人については、定時決定において、いずれも標準報酬月額が増額されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係るA社のオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年頃から 48 年頃までの期間のうちの 12 か月間

私は、申立期間当時、保険の契約を取る仕事に従事していたが、年金事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間に、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年頃から 48 年頃までの期間のうちの 12 か月間において A社に勤務していた旨申し立てているが、A社は、「当社が保管する労働者名簿及び厚生年金保険の被保険者に係る社会保険台帳によると、昭和 43 年から 50 年までの期間において、申立人の記録は確認できない。」と回答していること、43 年頃から 48 年頃までの期間において、A社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が無いこと、及び申立人は同僚の氏名等についての記憶が曖昧であること等から、申立人の申立期間に係る A社における勤務実態を確認できない。

また、A社は、「昭和 43 年頃から 48 年頃までの期間に係る賃金台帳等の関連資料は保有していない。」と回答している上、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立事業所における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、申立人の夫の複数の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原

票によると、申立期間の一部について、申立人が申立人の夫の健康保険の被扶養者であることが確認できる。

加えて、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年7月24日にC市からB市に転入していることが確認できるとともに、オンライン記録及び前述の国民年金被保険者名簿において、申立人は、41年5月12日から53年4月1日までの期間において、国民年金の任意加入被保険者であり、43年4月から48年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、49年4月から同年12月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 930 (事案 564 の一部再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社における昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日までの期間、40 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 42 年 5 月 28 日から 43 年 8 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

今回、申立期間の始期を昭和 36 年 1 月に変更し、新たに同僚等の氏名を挙げて再度申立てを行うので、再度調査の上、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 複数の同僚の供述から判断すると、少なくとも昭和 39 年 7 月 1 日以前の期間において、申立人が A 社の業務に従事していたことは推認できるものの、申立事業所の事業主及び経理責任者は既に死亡していることから、申立人の勤務期間を特定することができず、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除状況等について確認することができないこと、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いなど、申立人が当該期間に被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 雇用保険の被保険者記録において、申立人は 40 年 3 月 31 日に A 社を離職し、同年 8 月 1 日に被保険者資格を再度取得していること

が確認でき、同年5月1日から同年8月1日までの期間において申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができないこと、iv) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同年5月1日に被保険者資格を喪失し、同年5月4日に健康保険被保険者証が返納されたことを示唆する記録が確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年4月6日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間を変更し、新たに同僚等の氏名を挙げて再度申立てを行っているが、当該同僚等から、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。